

応援
します!

在宅ワーク

在宅ワーク とは

パソコンやインターネットなどの IT（情報技術）を活用し、請負契約に基づいて在宅で行う仕事のことで、「データ入力」「音声起こし」「ホームページ作成」「翻訳」「設計・製図」などがあります。

厚生労働省では、在宅ワーカーが安心して契約し仕事を行うことができるなど、在宅ワークの環境をよりよくするために、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知や在宅就業者総合支援事業など、さまざまな施策を行っています。

在宅ワークを 発注する方

在宅ワークの契約をするときは、**ガイドライン**を守りましょう。

契約後のトラブルを未然に防止し、在宅ワーカーが安心して仕事ができるようにするため、在宅ワークの契約の際には **ガイドライン**（「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」）を守るよう努めましょう。

〈ガイドラインの概要〉

- ① 契約条件の文書明示（電子メール含む）およびその保存
- ② 契約条件の適正化：報酬の支払い、納期、継続的な注文を打ち切る場合における事前予告、契約条件の変更についての協議など
- ③ その他：注文者の協力、個人情報の保護、健康確保措置、能力開発に関する支援、担当者の明確化、苦情の自主的解決など



在宅ワークを お探しの方

「うまい話」にご注意ください！
それは、**インチキ内職**かもしれません！

簡単な作業で
誰でもすぐに
高収入！

簡単な講習を
受講した後は、
お仕事をたくさん
紹介します！



在宅ワークを紹介するといつて、事前に高額な登録料、講習料、教材費の支払いなどを要求する業者には十分注意しましょう。

また、誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるなどの「うまい話」は、普通あり得ません。

契約条件は十分に確認し、内容は契約書などの書面できちんともらいましょう。

「インチキ内職」の被害に遭わないためには、在宅ワークを希望する方ご自身の注意が何よりも肝心です。

厚生労働省では、適正な在宅就業を推進するため、以下の冊子を作成しています。

在宅ワークについての情報を幅広く掲載していますので、ぜひご覧ください。

- 在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン（発注者向け）
- 在宅ワーカーのためのハンドブック（在宅ワーカー向け）

詳しくは、厚生労働省ホームページから → [在宅ワークガイドライン](#)

検索

在宅就業者総合支援事業のご案内

在宅ワークに携わる方々を対象に、次のような支援を行っています。

1 在宅ワークに関する総合支援サイト HOME WORKERS WEB

「ホームワーカーズウェブ」では、在宅ワーク初心者から仕事を続けてキャリアアップしたい方、在宅ワークを発注したい方まで、役立つ情報を提供しています。

The screenshot shows the homepage of HOME WORKERS WEB. A callout box points to the 'よくある質問 (FAQ)' and '相談室' (Consultation Room) links, stating: 「在宅ワークに関する疑問等を解決するために、「よくある質問 (FAQ)」と「相談室」があります。」 (To solve questions about home work, we have 'FAQ' and 'Consultation Room').

Another callout box points to the '5分でわかる在宅ワーク' (5-minute home work guide) section, stating: 「在宅ワークに興味がある方、在宅ワークを始めた方のために、まず知っておきたい情報や在宅ワークの基礎知識をわかりやすく解説しています。」 (For those interested in home work or who have started, we explain basic information and knowledge in an easy-to-understand way).

A third callout box points to the '動画コーナー' (Video corner) section, stating: 「セミナーの動画」を掲載しています。」 (We have posted videos of seminars).

アクセス!



<http://homeworkers.mhlw.go.jp/>

2 相談窓口の設置

在宅ワークを始めるにあたっての基本情報や注意点、在宅ワークを始めて間もない方の悩みなど、各種相談を受け付けています。

(仕事のあっせんは行っていません)

<http://homeworkers.mhlw.go.jp/contact/contact.html>

◆このリーフレットに関するお問い合わせは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課 (03-5253-1111(7856)) まで。